

すまじつくりをお手伝いします

住宅課 ☎65・65333



① 定住住宅の改修に助成

自ら住むために取得した戸建ての中古住宅または実家を改修する場合、改修工事費の一部を助成します。

【対象者】

平成28年4月1日以降に、市内の助成対象住宅に転入・転居した(する)45歳未満の人

【対象住宅】

○申請者および配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅
○平成28年4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した中古住宅

【対象工事】

令和3年2月末までに完了する30万円以上の工事(市内の事業者等が施行する未着手の工事)

【助成額】

工事経費の10%相当額(上限20万円)
※満18歳未満の子を扶養し同居する場合、または65歳以上の親族が同居する場合に、それぞれ工事費の35%(上限各40万円)を上乗せして助成します。

【事前登録の受付】

4月1日(水)～15日(水)に指定の登録シートを担当課まで提出してください。

※登録者多数の場合は4月20日(月)19時からの抽選会で申請者を決定します。

※事前登録の助成額が予算額に満たなかった場合、抽選会は行いません。予算額に達するまで随時先着順で申請を受け付けます。

② 新築納税相当分を助成します

平成28年1月2日～平成29年1月1日に新築・取得した子育て世帯や新婚世帯を対象に、家屋の固定資産税相当分を助成します。

【集中受付期間】

4月13日(月)～7月31日(金)
※過年度分の申請はできません。

※①②いずれも、居住者全員の年間所得の合計額が1,200万円以下で、居住者全員が市税等を滞納していないことが条件です。制度や必要書類については、担当課へお問い合わせいただくか、市ホームページ「長浜市居定住住宅改修促進事業」「長浜市居定住住宅改修促進事業」をご覧ください。

自治会等が行う空き家の改修工事・除却工事に助成します

住宅課 ☎65・65333



地域の活性化を目的に、空き家や空き家の除却跡地の活用を行う自治会や市民活動団体に対して、空き家の改修や除却に要する経費の一部を助成します。

【対象者】

空き家の所在地の自治組織または市内に活動拠点を有する市民活動団体等

【対象事業】

空き家を改修または除却する工事で、次の用途に5年以上活用するもの
○空き家を改修し、活用する場合
○サロンやカフェなどの交流施設
○子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
○地元食材を活用した食堂施設や販売施設

【その他の施設】

○防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設
○地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
○その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

空き家を除却し、跡地を活用する場合

○ポケットパーク
○コミュニティガーデン
○バスやデマンドタクシーの待合所

○観光客や来訪者が利用できる無料駐車場
○その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途

【助成額】

対象経費の1/2(上限100万円)

【その他要件】

○申請者、空き家とその敷地の所有者等が市税等を滞納していないこと。
○同一の箇所に対し、他の助成を受けていないこと。
○申請者自ら行う工事が市内事業所が請け負う工事であること。
○助成対象年度の2月末までに工事を完了すること。

【事前登録の受付】

今年度募集が1件のため、助成希望者を対象に事前登録を受け付けます。
4月1日(水)～30日(木)に指定の登録シートを担当課まで提出してください。
※登録者が複数の場合は5月8日(金)19時からの抽選会で申請者を決定します。
※期間内に事前登録がなかった場合は、随時先着順で申請を受け付けます。

空き家の改修・家財処分費用を補助します

住宅課 ☎65・65333



空き家の改修工事や家財処分に必要な経費に対して、補助金を交付します。

【対象者】

空き家の所有者(売買契約締結済の場合)は売主)

※3親等以内の親族に賃貸(売却)する場合、法人および不動産業を営む人、市税滞納者、暴力団員は除きます。

【対象空き家】

1年以上居住者または利用者がいない戸建て住宅で、令和2年度中に売買または

賃貸借契約を締結する(した)空き家

【申請方法】

必要書類を添付し、事業着手前に直接担当課まで申請してください。

【対象事業・補助金額】

①空き家改修事業(1/10 20万円)
②空き家家財処分事業(1/3 10万円)
※()内は補助率、補助限度額

【要件】

○市内業者が請け負う事業
○令和3年2月末日までに完了する事業

固定資産評価額がご覧になれます

国税務課 ☎65・65223



固定資産税額を算出するものとなる、令和2年度固定資産評価額を決定しました。

市内すべての固定資産の令和2年度固定資産評価額を記載した、土地と家屋の縦覧帳簿を無料でご覧いただけます。
※土地の納税者は土地の縦覧帳簿のみ、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿のみご覧いただけます。

【期間】

4月1日(水)～6月1日(月)
8時30分～17時15分(木曜日19時まで)
※土日祝日を除く。

【場所】
国税務課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課

【縦覧できる人】

市の固定資産税納税者、納税者と同一世帯の人、納税者の委任を受けた人(委任が必要)

【持ち物】

本人確認できるもの(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)

マイナンバーカードの申請・交付を日曜日も受け付けます

市民課 ☎65・65111



市民課(本庁舎)と北部振興局福祉生活課では、マイナンバーカードの申請・交付の受付を、平日だけではなく、左記の日曜日も行います。

平日に窓口にお越しになれない人など、ぜひご利用ください。

【日曜開庁日】(原則9時～12時)

○市民課(本庁舎)

4月12日、26日
5月10日、24日
6月14日、28日
7月12日

8月2日、23日
9月13日、27日

○北部振興局福祉生活課

4月12日、5月10日
6月14日、7月12日
8月2日、9月13日

■マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)はお早めに
マイナンバーカードをお持ちの人を対象に、令和2年9月から、国が事業実施を予定している「マイナポイント事業」の予約(マイキーIDの設定)を支援しています。

早い段階での手続きをお勧めしますので、支援を希望の人は、マイナンバーカードを持って、次の支援窓口までお越しください。

【支援窓口】

市民課(本庁舎1階)
北部振興局福祉生活課

※マイナポイント事業とは、キャッシュレスでのチャージまたは買い物に対し、25%のマイナポイントが付与されるもので、上限はひとり5,000円分となります。詳しくは、国の事業専用サイト(QRコード)をご覧ください。



▲事業専用サイト